

本年度は加古川商工会議所議員改選の年です！

ー第25期議員選挙・選任についてー

今秋、加古川商工会議所の議員改選が行われます。
現在の議員任期は令和7年10月31日をもって満了となり、今回の選挙・選任によって選ばれる第25期議員の任期は令和7年11月1日から3年間です。今月号では、議員改選のスケジュールや商工会議所の議員についてご説明いたします。

加古川商工会議所の組織

加古川商工会議所は、商工会議所法に基づき設立された「特別認可法人」で、加古川市内の商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国の商工業の発展に寄与することを目的として活動しています。

創立	1952年(昭和27年)6月
法的根拠	商工会議所法(昭和28年8月1日公布法律第143号)
所在地	〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之口800
活動範囲	加古川市内
役員(定数)	会 頭 1名 副 会 頭 3名 専務理事 1名 常 議 員 26名 監 事 3名
会員数	2,853件(令和7年4月1日現在)
入会資格	加古川市内で営業されている商工業者であれば、法人、団体(協同組合、経済団体)、個人事業主を問わずどなたでもご入会いただけます。

商工会議所の議員とは

●議員の資格について
議員の被選挙権は会員のみが有しています。そのため、所定の期日(後述)までに会費を完納していない会員、市外で事業を営んでいる特別会員や会員ではない特定商工業者(以下、特定商工業者)には資格はありません。

●議員の種類と定数

会員の代表として、業種・規模・地域などを網羅できるように、バランスの取れた議員構成とするため、加古川商工会議所の議員の

種 類	定 数	選挙・選任方法
1号議員	40名	会員・特定商工業者の投票による選挙
2号議員	28名	業種別に設置された7つの部会からそれぞれ選任
3号議員	12名	会頭が常議員会の同意を得て選任

種類と定数、選任方法は図表の通りです。

●議員になると

①商工会議所の意思決定に参画
最高意思決定機関である議員総会において「表決権」「選挙権」を保有します。

②常議員(役員)の選任対象に
商工会議所の役員は「会頭」、「副会頭」、「常議員」、「監事」の職務を行う者を言います。

常議員は、議員の中から選任されます。選任された常議員は、常議員会において、議員総会で話し合う議題について、あらかじめ審議を行ったり、議員総会に諮る時間ない場合の緊急事項について議決を行います。

※法人、その他の団体の場合

法人・その他の団体が議員となった場合は「議員の職務を行う者」を一人定め、書面をもって届出を行います(必ずしもその団体の代表者である必要はありません)



1号議員とは

1号議員は、会員及び特定商工業者の投票によって選ばれる議員です。

○1号議員への立候補

令和7年9月30日(火)までに商工会議所に加入し、会費を完納した会員が権利を有します。

立候補は、本人または会員の推薦によって行われ、9月24日(水)から10月1日(水)の17時までに届け出ます。また、立候補を辞退する場合は、10月6日(月)の17時までに「立候補辞退届」を提出しなければなりません。

定数を超える立候補があった場合は選挙投票となり、会員は会費口数を票数(1口＝1個、上限は50口)として数える選挙方式で行います。

なお、立候補者の総数が定数を超えない場合は、投票は行われません。

○1号議員を選ぶ人(選挙人)

1号議員を選ぶ資格のある者は、会員(特別会員を除く)及び特定商工業者です。ただし、令和7年9月30日までに会費(会員)又は負担金(特定商工業者)を完納していないと、選挙権はありません。

○特定商工業者と1号議員選挙

商工会議所は、会員組織の団体のみならず、地域総合経済団体としての性格が付与されているため、特定商工業者の方にも選挙権があります。

特定商工業者の方には、法定台帳作成経費の一部として1,000円(年間)の負担金にご協力いただいております。この負担金を期日までに完納された方には選挙権が1個あります。また、会員になることで選挙権個数を増やすことができます(9月30日までに入会の手続きをお済ませいただく必要があります)。この機会にぜひご入会をご検討いただければ幸いです。

会員と特定商工業者の関係

商工業者

特定商工業者
(非会員)

※市内で6ヵ月以上営業し、
下記に該当する商工業者

会 員
・
特定商工業者

会 員
(特定商工業者非該当)

会員の多くの方はここに該当します
また、非会員の方でも該当条件を満たしている限り、特定商工業者となります。

特定商工業者とは・・・

毎年4月1日において、それまで6ヵ月以上引き続き加古川市内に本支店、営業所、工場などを有する商工業者のうち、次の(1)(2)のいずれか、もしくは両方を満たす方々が特定商工業者に該当します。

- ①加古川市内の事業所で常時使用する従業員数が20人以上(商業・サービス業は5人以上)
- ②資本金額または払込済出資総額が300万円以上